

# 国際的 A I 政策議論の状況

---

2021年12月27日  
総務省 国際戦略局

# UNESCOのAI倫理勧告の採択

- 2021年11月9日～24日の第41回UNESCO総会でA I 倫理勧告が採択。
- 経緯 2019年11月の第40回UNESCO総会で審議決定。  
2020年4～9月 専門家委員会（日本から須藤修・東大名誉教授が参加）  
2021年4～6月 政府間特別委員会でユネスコAI倫理勧告案を作成
- 総会では、決議案についてロシア、中国等から、追加的な技術的修正意見や議論が提起されたが、多くの国が勧告案を歓迎したこともあり、AI倫理勧告および決議の内容については実質的な変更はなく、採択に至った。
- また、事務局から日本の協力への謝意表明があるとともに、一部途上国から今後の支援への期待・賛同の表明があった。

## 勧告案の概要

<b>価値及び原則</b> (AIシステムのライフサイクルにおけるすべての関係者によって尊重されるべき事項)	<b>価値</b> …人間の尊厳、人権及び基本的自由の尊重、豊かな環境と生態系、多様性と包摂性の確保、平和と共存 <b>原則</b> …①比例性と無害性、②安全・安心、③公正・無差別、④持続可能性、⑤プライバシーとデータ保護、⑥人間による監督と決断、⑦透明性と説明可能性、⑧責任とアカウントビリティ、⑨Awarenessとリテラシー、⑩マルチステークホルダーによる適応的ガバナンス
<b>政策措置</b> (勧告に基づき加盟国が措置すべき分野等)	<b>政策措置</b> ①倫理的影響評価、②倫理的ガバナンスと管理（Stewardship）、③データ政策、④開発と国際協力、⑤環境と生態系（エコシステム）、⑥ジェンダー、⑦文化、⑧教育と研究、⑨コミュニケーションと情報、⑩経済と労働、⑪健康と社会的福利 <b>監視及び評価</b> 倫理影響評価と監視（モニタリング）

## 総会での議論の概要

### ■ 事務局説明

- ・本AI倫理勧告はAIのポジティブな貢献を活用し、潜在的なリスクを抑えるために必要なグローバルな理解を促進するもの。
- ・価値や原則に加えて政策措置や実施メカニズムを規定している総合性が重要。
- ・アドホック専門家グループ（起草委員会）の貢献や、日本、蘭、クウェート等の協力に感謝。

### ■ 総会における日本大使発言

- ・日本は2016年にAIの国際的議論を提唱し、その後も国際場裏における議論をリード。国内でも世界に先駆けてAI社会原則を策定。
- ・UNESCOは教育や科学を所掌する国連専門機関であり、先進国のみならず多くの途上国が加盟する中で、途上国の公平なアクセス、正しい認識醸成や教育等の促進も考慮に入れつつ、全ての関係者に尊重されるべき人間の尊厳、人権及び基本的自由の尊重等の価値、安全・安心、プライバシー・データ保護等の原則を示し、加盟国が措置すべき政策等を示した勧告案をユネスコが策定することは意義が大きい。
- ・UNESCOにおける取組でも専門家委員会に須藤修 元東大教授が貢献したほか、日本政府による財政支援も実施。
- ・UNESCOのAI倫理勧告は途上国、とりわけアフリカや小島嶼開発途上国（SIDS）をAI社会に包摂していく観点から重要であり、今後はこうした協力に貢献したい。

## 決議全文

*The General Conference,*

*Recalling* 40 C/Resolution 37, 206 EX/Decision 42, 207 EX/Decision 5.I.A and 210 EX/Decision 35,

*Having examined* document 41 C/23,

*Reiterating* the need for a standard-setting instrument on the ethics of artificial intelligence (AI) in the form of a recommendation,

*Acknowledging* that while artificial intelligence (AI) has the potential to transform the future of humanity for the better and in favour of sustainable development, there is also awareness about the risks and challenges associated with AI, especially in terms of deepening existing inequalities and divides, as well as the human rights implications,

*Recognizing* that a recommendation could be an essential tool to strengthen the elaboration and implementation of national and international legislation, policies, and strategies in the field of AI, as well as to enhance international cooperation on the ethical development and use of AI in support of the Sustainable Development Goals (SDGs),

*Also acknowledging* the engagement and contributions of the Chairperson of the Intergovernmental Meeting related to the draft recommendation on the ethics of artificial intelligence and the Bureau members in achieving consensus on the draft recommendation and in bringing Member States together, to deliver an ambitious and impactful outcome,

***Emphasizing the aims and the objectives of this Recommendation as stipulated in its section II,***

*Commending* the Director-General's invaluable efforts to further the consultation process and reach a consensus on the proposed recommendation,

*Thanking* the members of the World Commission on the Ethics of Scientific Knowledge and Technology (COMEST) of UNESCO, who prepared the "Preliminary study on a possible standard-setting instrument the ethics of artificial intelligence", and the members of the ad hoc expert group, who prepared the first draft of the recommendation on the ethics of artificial intelligence,

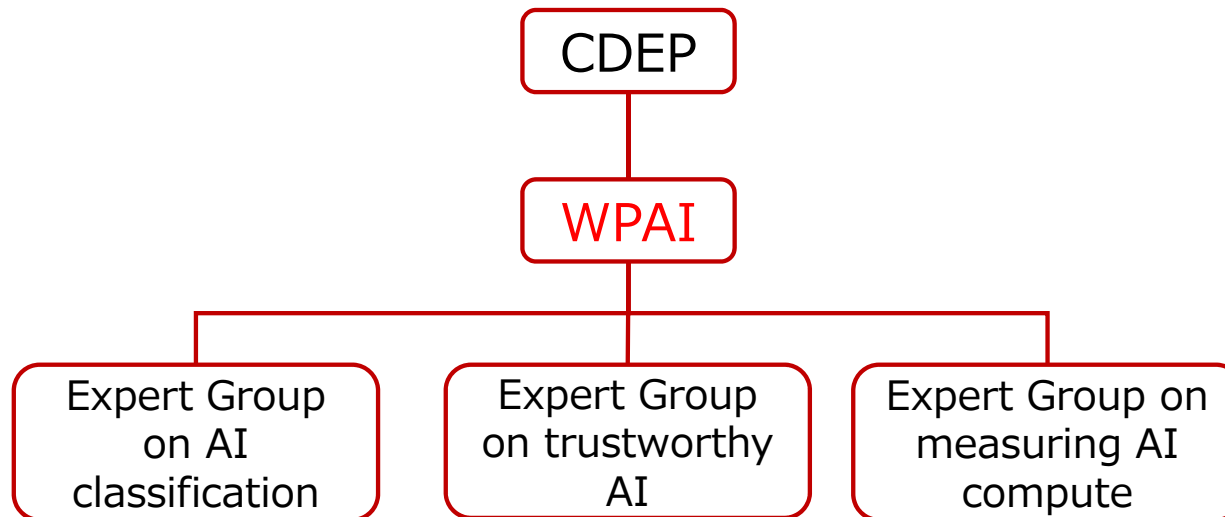
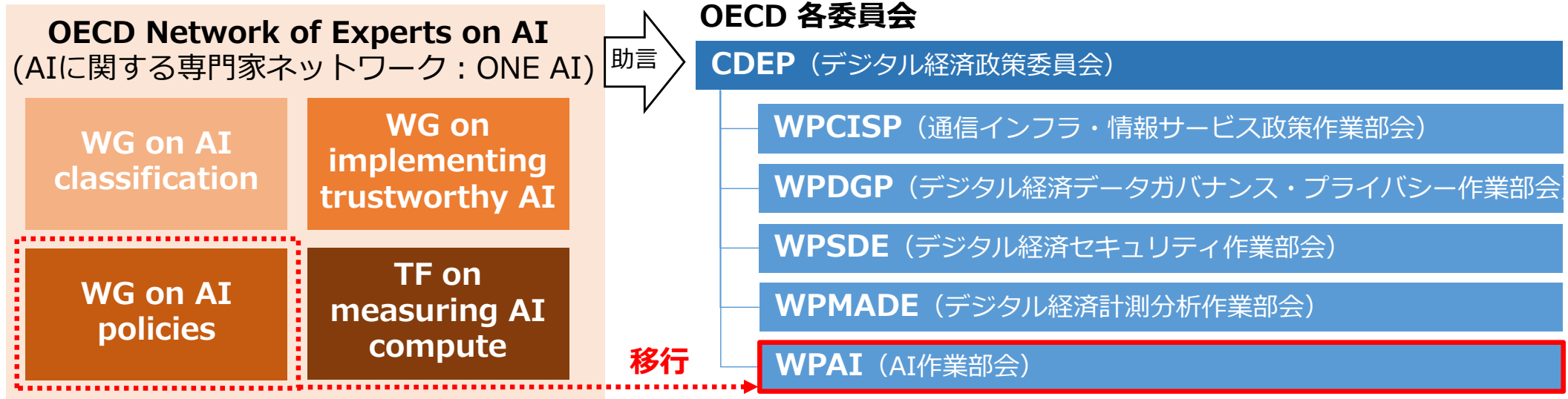
# UNESCO総会でのAI倫理勧告案に関する議論

1. *Commends* the Member States and the international partner organizations that have contributed to the consultation process and supported UNESCO in this important task;
  2. *Adopts* the Recommendation on the Ethics of Artificial Intelligence (AI), contained in the Annex to document 41 C/23;
  3. *Recommends* that Member States apply the provisions of the Recommendation on the Ethics of Artificial Intelligence (AI) by taking appropriate steps, including legislative steps, in conformity with the constitutional practice and governing structures of each State, to give effect within their territories to the principles of the Recommendation;
- ⇒ 3. *Recommends* that Member States apply on a voluntary basis the provisions of this Recommendation by taking appropriate steps, including whatever legislative or other measures may be required, in conformity with the constitutional practice and governing structures of each State, to give effect within their jurisdictions to the principles and norms of the Recommendation in conformity with international law, including international human rights law;
4. *Decides* that the periodicity of the reports of Member States on the measures taken by them to implement the Recommendation on the Ethics of Artificial Intelligence (AI) will be every four years;
  5. *Requests* the Secretariat to continue its close collaboration with Member States with respect to all issues of this Recommendation;
  6. *Invites* the Director-General to transmit to it at its 43rd session the first consolidated report on the implementation of the Recommendation on the Ethics of Artificial Intelligence (AI) and *decides* to include this item in the agenda of its 43rd session.

# OECDにおけるAI作業部会の設置について

- OECD/**ONE AI** (AIに関する専門家ネットワーク) の「**AI政策に関するWG**」(WG on AI policies)が、OECD/CDEP (デジタル経済政策委員会) の「**AI作業部会**」に移行される見込み。
- 2021年12月2日のCDEP会合にて事務局から提案。2022年1~2月頃に作業部会のビューロ (議長・副議長) ※1の候補を各国政府からノミネートし、2022年第2四半期に初回会合を予定。

※1 各部会6~9人



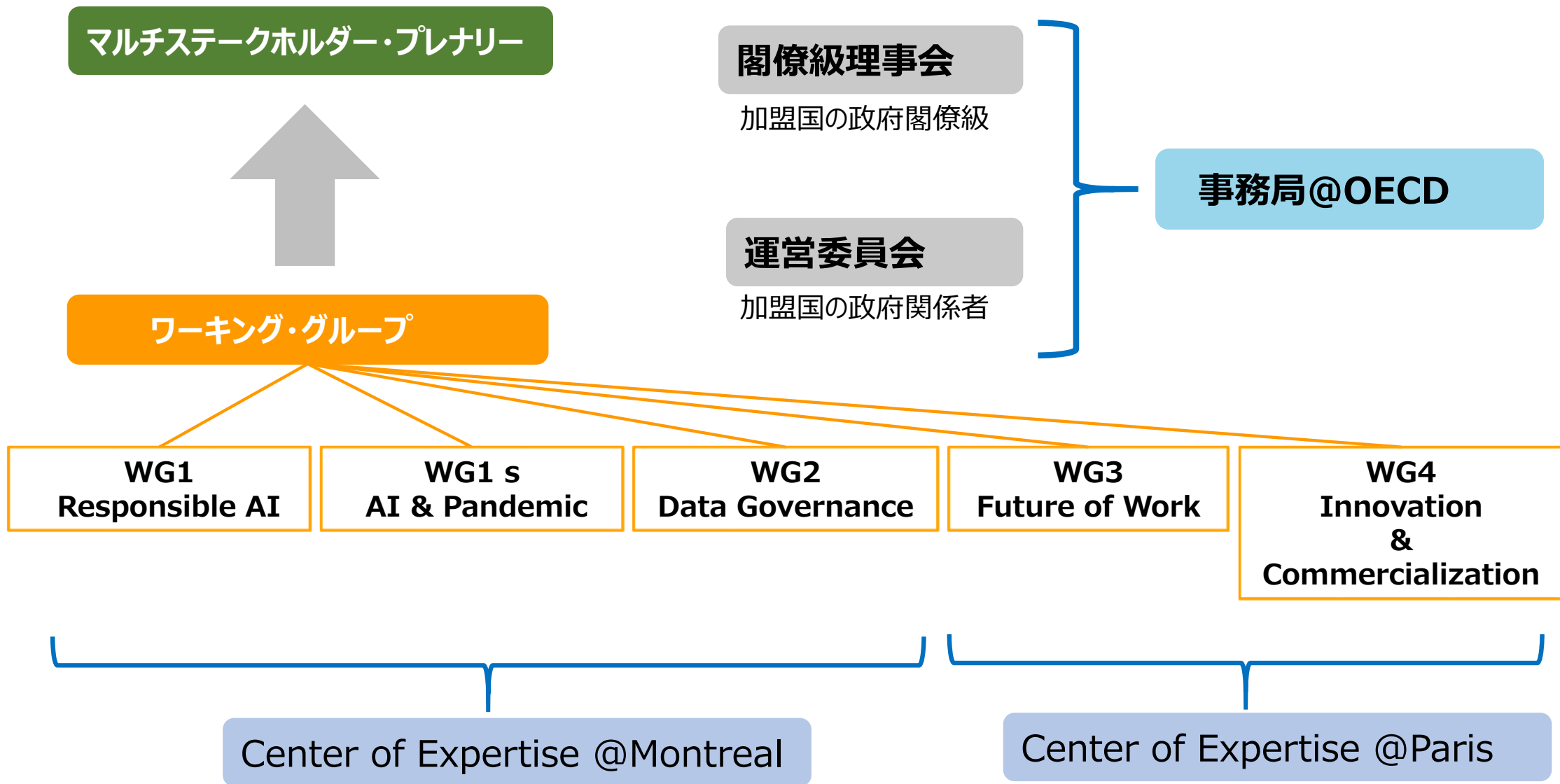
## GPAI (Global Partnership on AI) の概要・日本での対応

- **設立趣旨** : 人間中心の考え方に立ち、OECD AI原則に基づき「責任あるAI」の開発・利用を、プロジェクトベースの取組で推進するために設立された、政府・国際機関・産業界・有識者等マルチステークホルダーによる国際連携イニシアティブ。
- **設立経緯** : 2019年ビアリッツサミット（フランス）においてGPAIの立ち上げが提唱され、2020年5月のG7科学技術大臣会合において立ち上げに関するG7の協力に合意。その後、同年6月15日に立ち上がった。
- **参加国** : 参加国（2021年11月時点）は、24ヶ国+EU。日本、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコ、デンマーク、フランス、ドイツ、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、メキシコ、ニュージーランド、オランダ、ポーランド、シンガポール、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、EU ※下線は創設メンバー。
- **日本の取組** : ワーキンググループ全てに専門家を推薦。2021年11月の閣僚級理事会で**日本が2022年に議長国を務める**ことが決まった。

- ※WG別推薦委員
- ①責任のあるAI…須藤修委員（中央大教授・東大特任教授）・実積寿也委員（中央大教授）
  - ②データガバナンス…甲斐隆嗣委員（日立）、眞野浩委員（データ社会推進協議会・代表理事）
  - ③仕事の未来…原山優子委員（理研・理事）、江間有沙委員（東大・特任講師）
  - ④イノベーションと商業化…辻井潤一委員（産総研AI研究センター長）丸山宏委員（Preferred Networks）
  - ⑤新型コロナウイルス感染症への対応…北野宏明委員（ソニーコンピュータサイエンス研究所・社長）

## 取組内容

①責任あるAI	特に公衆の意識と信頼の構築に重点を置いて、人間中心のAIの責任ある開発、使用、採用を促進及び確保するための手段を検討する。法の支配、人権、民主的価値観の尊重に基づく「人間中心の」AIシステムの特定と評価など。
②データガバナンス	公平性、透明性、プライバシー保護の原則が担保され、信頼できるAIイノベーションを促進する環境となるようにする、データアクセスと共有、知的財産権やデータ所有者の権利やその保護に対する技術的アプローチを検討する。例えば、データの仮名化と匿名化、およびデータの共有を容易にするための技術的な方法の特定とサンドボックス化、および再識別の防止に関する検討等。
③仕事の未来	職場でAIを使用して労働者に力を与え、生産性を向上させるための理解に役立つ重要な技術分析を行い、労働者と雇用主が仕事の未来にどのように備えることができるか、そして仕事の質、包摂性と健康と安全をどのように保つことができるかを検討する。
④イノベーションと商業化	AIのR&Dとイノベーションに関する国際協力を推進し、研究成果を商業化可能で実用的なツールと方法について、中小企業支援に重点を置きつつ、自動運転や医療現場での活用等、事例を調査・分析を行うほか、イノベーションの結果を商業化し、市場へ投入するまでの時間短縮やその課題等について検討を行う。
⑤新型コロナウイルス感染症への対応	新型コロナウイルス感染症対策におけるAIの活用について議論予定。





- AIに関するグローバルパートナーシップ（GPAI）の**第2回GPAIサミット**が11/11-12（仏現地時間）にハイブリッド形式で開催。
- 総会（マルチステークホルダー専門家プレナリー）等で各WGから研究状況の報告が行われるとともに、閣僚級理事会および運営委員会を開催。閣僚級理事会ではOECDコーマン事務総長、仏セドリック・オ長官（議長）、加シャンパーニュ大臣（前議長）が冒頭挨拶を行った。
- 閣僚級理事会では、**日本の次期議長国への就任が承認**されるとともに、ベルギー、チェコ、デンマーク、アイルランド、イスラエル、スウェーデンの新規加盟、WGの2021年活動報告及び2022年活動計画、2022年からのユネスコのオブザーバー参加などが承認された。
- 日本からは閣僚級理事会に**佐々木総務審議官**および**藤田経産省商情局審議官**が出席。

### 閣僚級理事会の結果概要

#### 【主な発言】

- 仏セドリック・オ長官（議長）                      カナダの創設国としてのGPAI活動への貢献やWGの成果等に感謝する。AIの技術と規制の双方を議論できるGPAIの枠組は貴重であり、議長国としてカナダが作った流れを引継ぎ、発展させていく。
- 加シャンパーニュ大臣（前議長）                      GPAIの基盤は整ったと思われるところ、専門家の話を聞くだけの取組みに終わらせることなく、今後はGPAIの様々なプロジェクトからの成果物を政府に対する勧告レベルに発展させるなど、具体的なアクション、リーダーシップの発揮が重要。

その他、参加国（米、英、独、NZ等）から、**OECD原則に基づく責任あるAIの推進**の重要性、**マルチステークホルダーの参加推進**の重要性、民主主義の価値を共有する途上国へのアプローチによる**多様性の強化**、アジア・大洋州地域初の**次期議長国としての日本への期待**等につき発言。

#### 【主な決定事項】

- 次期議長国・運営委員会メンバー                      **日本を次期議長国とすることを承認**。（日本は**来年の閣僚級理事会で議長国に就任予定**。）  
また米国、ブラジルが運営委員会メンバー国となることも承認。理研 原山理事が民間委員（科学コミュニティ代表）に就任。
- 新規加盟国の承認                      今回加盟希望のあった国のうち、ベルギー、チェコ、デンマーク、アイルランド、イスラエル、スウェーデンの新規加盟を承認。
- ユネスコの参加                      2022年からユネスコのオブザーバー参加を承認。